

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	教育委員会 文化スポーツ課															
契約締結年月日	令和5年4月1日															
業務名	令和5年度尾張旭市社会体育振興事業業務委託															
業務の概要	(1)スポーツ大会選手派遣事業 (2)スポーツ指導者等育成事業 (3)愛知駅伝大会参加事業															
契約金額(税込)	1, 470, 000円 <small>※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</small>															
契約の相手方	尾張旭市体スポーツ協会															
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small> <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td> <td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。															
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。															
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。															
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。															
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。															
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。															
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。															
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市スポーツ協会は、昭和28年に発足後、市民スポーツ大会、市民ジョギング大会などの市主催行事を多く受託し、長年貢献を重ねてきた団体である。また、当該団体は大会に参加する選手の支援やスポーツ団体の指導者の育成及びクラブ設立運営のノウハウの提供を組織的に行うなど、本市のスポーツ振興を支える重要な役割を果たしており、当該業務を受託できる団体は他に存在しないため選定する。															

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会 文化スポーツ課です。